

離婚前後家庭支援事業のご案内

班回覧

ひとり親家庭にとって、養育費は子どもの健やかな成長と生活を支えるための大切なものです。日置市では、ひとり親家庭の方が、養育費を確実にうけとれるよう支援するため、公正証書等の作成にかかる費用や養育費保証契約を結ぶ際の保証料を助成する制度を実施します。（令和7年8月1日より）



公正証書等の作成費用助成

～安定して養育費を受け取るために～

養育費保証契約の保証料助成

～養育費の支払いが滞った時の備えとして～

日置市にお住いのひとり親で、次の要件をすべて満たす方

申請できる人

- 養育費の取り決めに係る費用を負担している
- 養育費の取り決めに係る公正証書を有している
- 養育費の対象となる児童を現に扶養している
- 過去に同一の対象児童について、他自治体を含め同様の助成等を受けていない

- 養育費の取り決めに係る公正証書を有している
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している
- 養育費保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- 過去に同一の対象児童について、他自治体を含め同様の助成等を受けていない

補助の対象

【上限3万円】

- 公証人手数料
(養育費以外の法律行為に係る手数料は除く)
- 収入印紙代・連絡用郵便切手代
(離婚請求・養育費請求費用に限る)
- 戸籍謄本等の添付書類取得費用
(養育費に係るものに限る)
- ※令和7年8月1日以降に作成したものから対象

【上限5万円】

- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として負担した費用（保証期間1年以上～）
- ※令和7年8月1日以降に契約締結したものから対象



必要書類

- 助成対象者及び対象児童の戸籍謄本または抄本（児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の認定を受けていない場合に限る）
- 助成対象経費の額が確認できる書類の写し
- 養育費取り決めに係る公正証書の写し
- 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

- 助成対象者及び対象児童の戸籍謄本または抄本（児童扶養手当法第6条に規定する児童扶養手当の認定を受けていない場合に限る）
- 養育費保証契約に係る初回保証料を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- 養育費取り決めに係る公正証書の写し
- 養育費保証契約書の写し
- 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

申期
請限

- 公正証書を作成した日／養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して
6ヶ月以内

お問い合わせ先

日置市こども未来課
子育て支援係

〒899-2592
日置市伊集院町郡一丁目100番地
TEL：099-201-3421

